

退職金支給規程

(目的)

第1条 この規程は就業規則に基づき、社員の退職金の支給条件及び支給基準について定める。

(支給対象者)

第2条 退職金は会社に満3年以上勤務し、原則として就業規則に定める手続きにより円満に退職した正規社員に支給する。

(退職金の支給制限)

第3条 退職者が懲戒解雇処分を受けた場合は、退職金を支給しない。但し、退職者が懲戒解雇処分以外の懲戒事由に該当する場合、個別事情により減額支給する場合がある。

(勤続年数の計算)

第4条 退職者の勤続年数は入社発令日から退職発令日までとし、1年未満を月割として計算する。但し、1か月未満の場合は、切り捨てとする。

第5条 退職金計算は月額基本給の12か月分を基礎とし、その金額により別表に定める基準により1年ごとの付与ポイントを決定、1ポイント1万円にて換算し毎年積立、退職時の付与ポイント総額につき、規定の支給率を換算して支給額を決定する。但し、退職年の付与ポイントについては在籍月数に応じて月割計算する。

2、特に功労のあった退職者に対しては、取締役会の決議により特別退職慰労金を支給する。

3、百円未満は切り上げとする。

(支払時期)

第6条 退職金は退職後3か月以内にこれを支給する。

(遺族に対する支給)

第7条 社員が在職中に死亡した場合の退職金は、次の順位に従ってその遺族に支給する。

- ① 配偶者
- ② 子

- ③ 父母
- ④ 孫
- ⑤ 祖父母
- ⑥ その他の遺族で死亡当時本人と生計を共にしていた者
- ⑦ 前各号以外の法定相続人

(その他)

第8条 この規程は給与体系の改定があった場合はこれに応じて改定する。また、社会事情の変動等やむを得ない事情があるときは改廃することがある。

(改廃)

第9条 本規程の所轄部署は経営管理部とし、その改廃は社長の決済により行う。

付 則

1、本規程は令和2年7月1日より施行する。

別表

退職金付与ポイント表

区分	総支給額（交通費除く）(万円)		積立ポイント
	以上	未満	
A	1000	～	40
B	700	～ 1000	30
C	400	～ 700	25
D	350	～ 400	20
E	～ 350		15

積立上限 : 1,000 ポイント (金額 1,000 万円)

ポイント加算 : 毎年 2 月 1 日付与 (期中入退社者月割)

その他 : 勤続 3 年未満不支給

50 歳までの積み立て

但し 50 歳で勤続 15 年未満は 60 歳まで積み立て

50 歳で加算終了者は 55 歳まで金利 2% 積み上げ

退職事由別 支給率表

勤続年数	支給率	
	会社都合	自己都合
5 年未満	100%	40%
5 年～10 年未満		50%
10 年～15 年未満		60%
15 年～20 年未満		70%
20 年～25 年未満		80%
25 年～30 年未満		90%
30 年以上		100%